

## 令和 8 年度 会津若松市監査実施方針・年間監査計画

(令和 8 年 4 月 1 日監査委員決定)

会津若松市監査基準（令和 2 年会津若松市監査委員告示第 2 号）第 1 2 条の規定に基づき、令和 8 年度における監査実施方針及び監査計画を次のとおり定めるものとする。

### 1 監査実施方針

#### (1) 監査をめぐる状況

平成 7 年の国勢調査人口をピークに人口減少が継続し、また、令和 3 年頃には、これまでのデフレからインフレの状況に転換し、金利のある世界へ戻るなど行財政を取り巻く環境が大きく変容している。このため、本市の行財政運営が、社会情勢の変化に適合しているか、また、正確で経済的、効率的かつ有効に行われているか市民の立場でチェックし、その結果を広く公表するなどの監査機能を充実させ、市政への信頼をより一層高めていくことが求められている。

#### (2) 監査等の方向性

令和 8 年度における監査等の方向性は、次のとおりとする。

##### ① 経済性、効率性及び有効性の視点による監査

本市の行財政運営の健全性の確保に資するため、合規性、経済性、効率性及び有効性の視点の監査等を実施していく。

##### ② 監査等結果のわかりやすい公表

市政の透明性を高めるため、監査等の結果に関する報告や措置の状況の公表に当たっては、よりわかりやすい表現、内容により公表していく。

##### ③ 業務改善に向けた助言機能の充実

行財政運営の合理化に資するため、監査等において制度、運営のあり方に課題が確認されたものについては、制度・運営自体の見直し・改善を促していく。

#### ④ 適正な事務執行・内部統制の促進

財務事務の適正な執行、事務ミスの防止に資するため、監査等において指導、確認した事項について「（仮称）監査レター」等での庁内周知により内部統制の構築を促していく。

### (3) 重点項目

令和8年度の監査等における重点項目は、次のとおりとする。

#### ① 業務委託の執行状況

業務委託の執行については、令和7年度の監査において、マネジメントや契約変更、検収等に不適切な事例が散見されたことを踏まえ、契約金額500万円を超える業務委託に係る事務の執行について、合規性や効率性、有効性の観点から確認していく。

#### ② 歳入歳出外現金の管理状況

地方公共団体の所有に属さない現金である「歳入歳出外現金」については、令和7年度において、過去における不明金を確認されたことを踏まえ、各所属における歳入歳出外現金の管理状況について、合規性、正確性の観点から確認していく。

#### ③ 随意契約の状況

地方自治体の契約は、競争入札によることが原則であり、随意契約はその例外として認められている。令和7年度の監査において、その理由等に疑義のある随意契約が見られたことを踏まえ、少額（契約金額10万円以下）を除く、随意契約の事務手続、随意契約理由等について、合規性、正確性及び経済性の観点から確認していく。

## 2 年間監査計画

令和8年度の監査等については、次に掲げる種類、対象、予定時期により行う。実施体制は、監査委員2名が担当し、これを職員6名が補助するものとする。なお、各監査等の実施細目は、別途、各実施計画において定めるものとする。

### (1) 定期監査

市の財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われたか、また、経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的に行われたか、さらには、工事の設計・施工が適正に行われたかを主眼として監査する。

監査対象期間は、原則として令和7年度とするが、必要に応じて過年度や現年度（監査実施前）についても対象とする。

実施予定時期	監査対象部局等
前期（令和8年4月から8月まで）	市民部、農政部、教育委員会、農業委員会事務局
中期（令和8年7月から12月まで）	企画政策部、観光商工部、建設部、会計課、議会事務局、監査事務局
後期（令和8年10月から令和9年3月まで）	財務部、総務部、健康福祉部、選挙管理委員会事務局、公平委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道局

### (2) 随時監査

定期監査における工事監査とは別に、随時監査として専門的な知見を有する技術士に工事技術調査を委託し、その結果を踏まえて監査する。

実施予定時期	対象工事
令和8年4月から11月まで	防災行政無線等設置工事

### (3) 財政援助団体等監査

市が負担金等を交付している団体のうち、市が事務局を担っている団体の財務事務が適正かつ効率的に行われているかを主眼として監査する。

実施予定時期	対象とする団体
令和8年10月から令和9年3月まで	会津若松市消防協力会 福島県消防協会会津若松支部 会津ブランドものづくりフェア実行委員会 マチイクプロジェクト実行委員会

### (4) 例月現金出納検査

会計管理者及び上下水道事業管理者が保管する現金及び預金の残高並びに出納諸表等の正確性について検査する。検査は、原則として毎月27日（会津若松市監査等実施要領（平成28年3月15日決裁）第4条第1項）に実施する。

### (5) 決算審査及び基金運用状況審査

令和7年度決算に際し、決算書及び決算附属書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査するとともに、予算の執行、財産管理の状況、事業の経営が適正かつ効率的に実施されているか審査する。

また、令和7年度の各基金の基金運用状況報告書の計数が適正なものか確認するとともに、基金の運用が適正かつ効率的に行われたか審査する。

実施予定時期	対象とする会計
市長から審査に付された日から令和8年8月まで	一般会計、特別会計、公営企業会計 （水道事業会計、下水道事業会計、簡易水道事業会計）

## (6) 健全化判断比率審査

令和7年度決算に基づく健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、適正に算定・記載されているか審査する。

実施予定時期	対象とする会計
市長から審査に付された日から令和8年8月まで	一般会計、特別会計、公営企業会計（水道事業会計、下水道事業会計、簡易水道事業会計）

## (7) 資金不足比率審査

令和7年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、適正に算定・記載されているか審査する。

実施予定時期	対象とする会計
市長から審査に付された日から令和8年8月まで	公営企業会計（観光施設事業特別会計、地方卸売市場特別会計、三本松地区宅地整備事業特別会計、工業団地整備事業特別会計、水道事業会計、下水道事業会計、簡易水道事業会計）

## (8) その他の監査

前各号に掲げる監査等のほか、住民の直接請求など、法令に基づく請求若しくは要求があったとき又は監査委員が必要と認めるときは、別途監査を行う。